

特定事業場のみなさまへ

下水道法では、

事故時の措置が義務付けられています。

特定事業場において、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生した場合、応急の措置及び公共下水道管理者への届出が義務付けられています。

事故時の措置の概要



ー特定事業場へのお願いー

事故が発生した場合は、被害を最小限に食い止めるよう応急措置を講じた上で、速やかに下記までご連絡ください。

【平日の9:00から17:00まで】

大津市企業局 下水道計画課
077-528-2764

【上記以外の時間帯】

水再生センター（ウォーターエージェンシー）
077-528-6077

有害物質等流入事故とは・・・

- 有害物質等流入事故とは、自然災害等発生原因を問わず特定事業場内において火災の発生、停電等による除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入するような事態のことを言います。

※以前は、特定事業場からの事故の届出が義務付けられていなかったことから、公共下水道管理者は迅速・的確に事故の発生を把握できず、その対応の遅れから下水道施設に被害が及ぶこともありました。

これからの対応は・・・

- 特定事業場で事故が発生した場合には、**事故時の応急の措置**及び**公共下水道管理者への届出**が必要になります。（届出の手続き等については、下水道計画課までお問い合わせください。）

※事故が発生した場合は、

- ①事故が発生した特定事業場の名称、所在地
- ②報告者の所属、氏名、連絡先
- ③事故の概要（発生日時、流入物質及びその量、発生原因、被害状況等）
- ④応急措置の内容（被害の拡大防止のために取った措置）
- ⑤他機関への連絡の有無（環境部局、消防、警察等）

①から⑤について、**速やかにご連絡**ください。（把握できている範囲で構いません。）

- 適切な応急の措置が講じられていない場合は、公共下水道管理者が応急の措置を講じるよう命じることになります。
- 応急の措置の命令に違反した場合、罰則が適用されます。

お問い合わせは、

大津市企業局 下水道計画課まで
TEL：077-528-2764